

# 記載例

様式第1別記2

注意：この様式は犬と猫の販売を行う販売業の方のみ提出が必要です。

令和●●年●●月●●日

## 犬猫等健康安全計画

氏名 青森 イチ  
住所 〒●●●● - ●●●●  
●●市▲▲一丁目●● - ●●  
電話番号 ●●●●●● - ●●●●●●

申請者は、登録を取得される方です。  
法人の場合は、名称及び代表者の氏名  
を記入する。  
住所及び電話番号は、申請者が住ま  
れている所を記入する。

犬猫等の繁殖を行うかどうか  繁殖を行う  繁殖を行わない

項目	計画の内容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	別紙のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">計画は、犬猫等健康安全計画の記載例を参照して、作成する。</div>
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	別紙のとおり
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	別紙のとおり

備考 この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## ○犬猫等健康安全計画の記載例について

本計画については、各施設の実態にあったものを策定することが求められています。各施設の実態に合わせるため、全ての事項を記載する必要はありませんが、1～3のそれぞれの事項について、例示相当の具体的な記載を行う必要があります。

例示以外にも幼齢動物の健康及び安全の保持のために積極的に行う予定の事項があれば、これを併せて記載してください（但し計画遵守義務がある。）。

### 1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

※「幼齢の犬猫等」には、幼齢の犬猫のほか、繁殖の用に供する目的で使用する犬猫（母犬・母猫等）も含まれる。

#### (1) 事業者における幼齢の犬猫の管理体制

- ・幼齢の犬猫等の管理について担当する職員が、毎日○回、飼育する犬や猫の数や健康状態を確認する。
- ・健康状態を記録するために、個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。

#### (2) 獣医師等との連携

- ・○○動物病院をかかりつけの獣医師としている。※具体的動物病院名等を記載。
- ・専属の獣医師を雇用しており、当該獣医師が週○回診察・健康診断を行う。

### 2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

#### (1) 譲渡先・飼養施設等の確保

- ・専用の飼養スペースを設けている。
- ・従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。
- ・（系列店舗、近隣のペットショップと協力して）別に譲渡会を開催する。
- ・愛護団体（○○）と協力して譲渡先を探す。

#### (2) 需給調整等

- ・系列店舗と連携する。
- ・近隣○○ペットショップと連携する。
- ・売れ残った動物が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。

### 3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法

#### (1) 飼養・保管方法

- ・生後56日（56日以上は任意）までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。
- ・1日1回以上清掃、週○回以上消毒を行う。
- ・一定の運動等の時間を設けている（1日に○回、散歩を実施する等。）。
- ・疾病に罹患した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診療を受ける。

- ・ 獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。
- (2) 繁殖方法 ※繁殖を行う場合に限り記載する。
- ・ 繁殖に供する期間は〇歳までとし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。
  - ・ 遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。
  - ・ 出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。
- (3) 展示方法 ※展示を行う場合に限り記載する。
- ・ 夜8時～朝8時まで（これより長い時間設定は任意）の展示は行わない。
  - ・ 〇時間以上連続した展示は行わない。展示時間中も適宜休憩させる。
  - ・ 毎日健康状態を確認し、異常等が認められた場合には展示を行わない。
  - ・ 顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。